

# 群馬銀行ナイスサポートカード利用申込書ご記入例

お忘れません

- ①必ず、お借入をされるご本人さまがご記入ください。
- ②「**個人情報の取扱いに関する同意書**」、ご本人を確認できる書類のコピー（運転免許証、パスポート、印鑑証明書、住民票の写しのいずれか一つ ※現住所の記載のある有効期限内のもの）および健康保険証（コピー）と共にご返送・ご返信ください。なお、お借入限度額のご希望が50万円を超える場合は、所得確認資料（源泉徴収票、公的所得証明書、住民税決定通知書のいずれか1つ）の写しをおわせてご返送・ご返信ください。
- ③ご記入内容が事実と相違する場合には、ご利用いただけないことがありますので、正確にお書きください。
- ④お申込後、銀行がご自宅またはお勤め先へお申込等のご確認の電話をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。
- ⑥万一、ご利用いただけない場合でも、申込書はご返却いたしません。

- (A)～(E)について漏れなくお書きください。
- FAXで送信される場合は、各ページ右上記載の「FAX送信ページ1～4」をもれなく送信ください。
- 本記入例をお申込後も保管してください。裏面の「個人情報の取扱いに関する同意書」がお客さま控となります。

株式会社 群馬銀行 御中  
保証委託先 アコム株式会社 御中

## 群馬銀行 ナイスサポートカード利用申込書

FAX送信ページ2

私は、裏面「ナイスサポートカード契約規定」および前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」の各条項を承認の上、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社群馬銀行（以下、「銀行」という）に（ナイスサポートカード）の利用を申込みます。

なお、前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名した上で、申込みます。

お申込の前に、裏面の「ナイスサポートカード契約規定」および前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」の各条項をよくお読みください。

| 店番 | 支店名 | CIF | カードローン<br>口座番号 |
|----|-----|-----|----------------|
|    |     |     |                |

銀行からのお借入件数、金額をお書きください。

銀行からのお借入のうち住宅ローン（住宅金融支援機構を含む）の件数、金額をお書きください。

信販・クレジットカード会社、消費者金融会社からのお借入件数、金額をそれぞれの欄にお書きください。

本カードの貸越口座開設希望店をお書きください。

ご契約日当日にお借入をご希望される場合は、お取引希望店の口座番号およびご希望金額をご記入ください。

必ずご記入ください。

ナイスサポートカードをどちらでお知りになったかご記入ください。

ご記入日をお書きください。

必ずフリガナをお書きください。

必ず郵便番号をお書きください。

マンション、アパート名、部屋番号までお書きください。

\*通帳お届け印等の押印は不要です。  
\*FAXでご送付いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。

○ ナイスサポートカード（カードローン）のご案内  
※お借入限度額・お借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受領時にご確認ください。  
※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。

※万一、ご利用できない場合でも、申込書はお返しできませんのでご了承ください。

お申込日 令和 XX 年 4 月 1 日

お申込フリガナ **グンマ タロウ**

お名前 **群馬 太郎**

お申込住所 〒 371 - 0000 **群馬 都・道 前橋市**  
〇〇町〇〇番地××マンション801号

自宅電話 ( 027 ) 254 - 0000

携帯電話 ( 090 ) 2540 - 0000

お申込ご本人について

お申込ご本人の生年月日 昭和 XX 年 9 月 1 日生まれ  
( XX 才 ) ・エト ( ウマ )

性別 ① 男 1. 独身  
2. 女 ② 既婚

ご本人の氏名 ① ご本人  
2. ( )

ご本人の氏名 ① ご本人  
2. ( )

太枠の中 (A)～(E) をご記入ください。

| お借入限度額  | 800万円以内                    |
|---------|----------------------------|
| お借入利率   | 年2.8%～14.5% (固定金利)         |
| 遅延損害金   | 年14.5%～17.5%               |
| 各回の返済金額 | 借入金額10万円ごとに2,000円～3,000円以上 |
| 各回の返済期日 | 35日ごとの日                    |

  

| 現在のお借入状況 | 金融機関          | 件数  | 金額       |
|----------|---------------|-----|----------|
| 現在の借入状況  | 住宅ローン借入       | 2 件 | 1,550 万円 |
|          | 信販・クレジットカード会社 | 1 件 | 1,500 万円 |
|          | 消費者金融会社       | 1 件 | 80 万円    |
|          | 合計            | 8 件 | 1,580 万円 |

群馬銀行普通預金口座の有無  有  無

群馬銀行  △  △  △  本橋

※すでにご融資のお取引がある場合は、同お取引店をご記入ください。  
※お取引の種類によっては、お取引店へのご来店が必要となります。

ご契約日当日の借入希望有無  有  無

有の場合はご本人名義の普通預金口座番号

希望金額 | 1 | 2 | 8 | 4 | 5 | 6 | 7 | 万円

お借入希望金額を1万円単位でご記入ください。ただし、お借入希望金額がお借入限度額を超える場合はお借入限度額とさせていただきます。  
なお、この口座はご返済用口座ではございません。

保証番号は他人に知られないような番号を使用してください。

保証番号

3枚目にご記入ください。

※保証番号をもれなくご記入ください。

1～5の番号と ( ) 内に○印をつけてください。

申込経緯

1. 新聞 (上毛・読売・朝日・毎日) )

2. ラジオ )

3. 銀行 (ATMコーナー・窓口・ダイレクトメール) )

4. インターネット広告 )

5. その他 ( )

← FAX ☎ 0120-713801

## 個人情報の取扱いに関する同意書

### 【株式会社群馬銀行に対する同意事項】

- 本条（個人情報の利用目的）という、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、申込人の個人情報を、以下の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
    - ①金融業務、貸出業務、為替業務、為替業務、外為為替業務およびこれらに付随する業務
    - ②投資信託販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、債権業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
  - ③の他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取り扱われる業務を含みます。）
  - 利用目的
    - ①銀行および銀行のグループ会社や提携会社の提供する金融商品やサービスに関し、以下の目的で利用いたします。
      - 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申し込みの受付のため
      - 取引履歴転送・付録に基づき申込人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
      - 金融取引や顧客サービスの向上、商品開発等に関する企画・調査等
      - 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
      - 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に必要と認められる判断のため
      - 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業者に提供するため
      - 申込との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
    - ②市場調査、宣伝・マーケティング・アンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
    - ③ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
    - ④提携会社の商品やサービスに関する各種ご提案のため
    - ⑤各種お取引の解約やお取引解除後の各種ご提案のため
    - ⑥その他、申込人とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
  - 特定の個人情報の利用目的が、以下のように法令等に基づき限定された場合には、当該利用目的以外に利用いたしません。
    - ①銀行実施行規則等により、個人情報情報機関から提供を受けた申込人の借入金返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
    - ②銀行実施行規則等により、種別、性別、年齢、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報と、適切な業務運営その他必要な事項を除き、特定の個人情報を第三者提供いたしません。
    - ③行手続を完了する前、個人情報を特定する目的で、個人情報を利用するため、本条（同意事項）に関する法律（平成25年5月31日法律第27号、以下「審査法」といいます。）により、個人番号および特定の個人情報は、審査法で定められた以外の目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
  - 金融取引に関する業務
    - 生命保険契約等に関する法定書類作成業務
    - 損害保険契約等に関する法定書類作成業務
    - 土地金等取引に関する法定書類作成業務
    - 証券投資に関する法定書類作成業務
    - 国際送金取引に関する法定書類作成業務
    - 預貯金口座付替に関する業務
- ### 第2条（個人情報保護の目的）
- 申込人は、銀行が加担する個人情報情報機関および同機関と提携する個人情報情報機関に申込人の個人情報（当該情報機関の加盟会員および登録される契約内容、返済状況等の情報）が、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、銀行がそれら登録取引上の判断・返済能力の調査または審査の調査をいう。ただし、銀行実施行規則等により、返済能力に関する情報は返済能力の調査にのみ限る。以下同じ。）のために利用することに同意します。
  - 銀行がこの条に記して、銀行が加担する個人情報情報機関を利用した場合、申込人は、その利用した日および本申込の内容等が同機関に1年以上登録される不渡情報、同機関の加盟会員として自己の個人取引上の判断のために利用することに同意します。
  - 前2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員登録等は各機関のウェブサイトに掲載されております。なお、個人情報情報機関に提供される情報の開示は、各機関であります。
  - 銀行が加担する個人情報情報機関

|                  |                                    |
|------------------|------------------------------------|
| 全国銀行個人個人情報センター   | https://www.zenginkyo.or.jp/pccir/ |
| TEL 03-2111-0271 |                                    |

### 第3条（個人個人情報の登録等）

    - 申込人は、下記の個人情報の登録（その原簿を含む）が銀行が加担する個人情報情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人情報情報機関に提供されること、および自己の同意または自己の承諾または自己の選択に基づき、銀行がこれを調査をいう。ただし、銀行実施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用することに同意します。

| 登録 情報  | 登録 期間  |
|--|--|
| ① 氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の個人情報                | 本条②～⑦の情報のいずれかが登録される期間                              |
| ② 借入金金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容および返済状況（返済、代位弁済等、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む） | 本契約期間中および本契約の終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間         |
| ③ 銀行が加担する個人情報情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等                       | 当該利用日から1年を超えない期間                                   |
| ④ 不渡情報   | 第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間 |
| ⑤ 官報情報   | 破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間                         |
| ⑥ 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨  | 当該調査中の期間   |
| ⑦ 本人確認資料の紛失・盗難、交付不届等の本人申告情報                                    | 本人から申告の日から5年を超えない期間                                |
    - 申込人は、前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等の個人情報保護の確保・適正な利用の確保のために必要と認められる範囲内で、個人情報情報機関に提供され、加盟会員および加盟会社によって相互に提供または利用されることに同意します。

### 第4条（銀行と本株式会社（以下「保証会社」という）との相互の情報提供）

    - 保証会社は、本申込および本契約に係る情報の提供、保証申請、保証会社における申込の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定、保証取引の統括的な管理、加担する個人情報情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、その他申込人とのお取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社、住所、連絡先、家族に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込必要な付属書面等本申込にあり提出する書面に記載の全てを情報
    - 銀行における借入金期間、金利、弁済日等本契約に関する情報
    - 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、保証会社における保証審査、取引管理に必要な情報
    - 返済情報を含む本契約の弁済に関する情報
    - 保証会社が保証会社に対して、代位弁済請求するにあり必要な情報
    - また、申込人は、本申込および本契約にかかる情報を含む下記情報、銀行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の把握、代位弁済の完了の確認のほか、本契約および保証と保証結果的取引に関する判断、およびそれらの情報、加担する個人情報情報機関への提供、法令等本契約の権利の行使や義務の履行、市場調査等研究開発、取引上必要な各種郵便物の送付、その他申込人とのお取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より銀行に提供されることに同意します。
    - 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、資産・負債に関する情報、借入要領に関する情報等、本申込必要な付属書面等本申込にあり提出する書面に記載の全てを情報
    - 保証会社における保証審査の結果に関する情報
    - 保証会社や保証資料を含む保証会社における保証取引に関する情報
    - 保証会社における保証審査結果、他の取引に関する情報等、銀行における取引管理に必要な情報
    - 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに関する情報等

### 第5条（債権保護）

    - ローン債権は、債権譲渡・証券化などの形で、他の第三者等に移転することがあります。申込人は、その際に、申込人の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定の申込人に提供されることに同意します。
    - 債権管理に必要とする特別記録法（平成10年10月16日法律第126号）、第3条により法務大臣の許可を受けたサービスセンターへの個人情報回収業務の委託により、本条（個人情報の取扱い）に関する事項がサービスセンター相互に申込人の個人情報が提供されることに同意します。

### 第7条（個人情報の開示、訂正・削除）

    - 申込人は、銀行および第2条第3項記載の個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示する。ただし、第11条記載の問い合わせ窓口にてご連絡くださる。開示請求手続書（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）はご契約の締結時にお知らせいたします。また、開示請求の可否は保証会社ホームページにてもお知らせいたします。
    - 個人個人情報の開示を求めた場合には、第2条第3項記載の個人情報情報機関はご連絡くださる。
    - 本人個人情報の取扱いに関する事項

銀行は、申込人が申込に必要な記載事項（利用申込書等で申込人が記載すべき事項）の記載を希望しない場合においても銀行が本同意事項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。また、申込人、ダイレクトメール、電話による金融商品やサービスのご案内は、ご希望のない場合でも、これを理由に銀行が本契約を断ることはありません。本契約が不成立の場合）

- 本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第2条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 本条（利用目的の停止の申し出）  
実行は、申込人は、本条（利用目的の停止の申し出）の趣意による金融商品やサービスのご案内に同意を撤回した範囲内で銀行が当該情報を利用、提供している場合であっても本申込より中止の申出があった場合は、それ以降の銀行での利用・提供を支払戻し等の措置をとり得ます。
- 第10条（個人情報の開示、訂正・削除）についての申込人の個人情報に関する問い合わせや利用・提供の中止、その他ご意見を申し出らしては、下記までお願いいたします。
  - 株式会社群馬銀行 お客様サポートデスク TEL 0120-203401または027-252-1111 〒371-8611 群馬県前橋市出町194
  - 第12条（事項の変更）  
申込人は、申込書に決定された事項に基づき、必要な範囲内で変更できるものとします。

### 【アコム株式会社に対する同意事項】

#### 第1条（個人情報の個人個人情報情報機関への提供・登録・利用について）

- 個人情報の利用  
個人個人情報情報が加担する個人情報情報機関（以下「情報機関」という）および加盟情報機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携先機関」という）に申込人の個人情報（破産手続開始決定等の法的記録情報、電話帳記載の情報、日本資金業協会から登録を依頼された情報を含む）が登録されている場合には、本申込および本契約の締結中において、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力の調査の目的に利用することに同意します。
- 個人情報の個人個人情報情報機関への提供  
申込人は、保証会社と、申込人に係る本条に定める期間登録し、加盟会員および提携先機関の加盟会員からの照会に応じて提供することに同意します。なお、本条（個人情報の取扱い）の趣意により本申込の個人情報に関する情報は、加盟会員および提携先機関の加盟会社からの照会に充てず提供することに同意します。加盟先機関および提携先機関の加盟会社は、当該個人情報を返済または支払能力を調査する目的にのみ利用します。
- 個人情報の個人個人情報情報機関への提供  
申込人は、保証会社と、申込人に係る本条に定める期間登録し、加盟会員および提携先機関の加盟会社からの照会に応じて提供することに同意します。加盟先機関および提携先機関の加盟会社は、当該個人情報を返済または支払能力を調査する目的にのみ利用します。
- 個人情報の登録  
申込人は、加盟先機関が、当該個人情報下表に定める期間登録することに同意します。
- 個人情報の他会員の提供  
申込人は、加盟先機関が、当該個人情報、加盟会員および提携先機関の加盟会員からの照会に応じて提供することに同意します。加盟先機関および提携先機関の加盟会社は、当該個人情報を返済または支払能力を調査する目的にのみ利用します。
- 開示等の手続  
個人個人情報情報機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続および方法により行うことができます。
- 加盟先機関  
保証会社が加担する個人情報個人情報情報は、以下の通りです。
  - 株式会社日本個人情報センター（資金法に基づき指定個人情報情報機関）  
TEL 0570-085-995 <https://www.jicc.co.jp/>
  - 株式会社シー・アイ・シー（暫定監査法および資金法に基づき指定個人情報情報機関）  
TEL 0120-810-414または0570-666-414 <https://www.cic.co.jp/>
- 加盟先機関  
銀行が加担する個人情報情報センターは、以下の通りです。
  - 全国銀行個人個人情報センター  
TEL 03-2111-0271 <https://www.zenginkyo.or.jp/pccir/>
  - 株式会社日本個人情報情報機構・株式会社シー・アイ・シー、全国銀行個人個人情報センターは、相互に提携しています。

※加盟先機関および提携先機関の登録情報および登録期間

|  | 登録 情報  | 登録 期間  | 株式会社日本個人情報センター                                     | 株式会社個人情報情報機構                                       | 株式会社シー・アイ・シー                                       |
|--|--|--|--|--|--|
| 氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無を含む）、電話番号、勤務先等の個人情報                 | 全国銀行個人個人情報センター<br>下の情報のいずれかが登録されている期間              | 下の情報のいずれかが登録されている期間                                | 登録期間   | 保証会社のいずれかが登録されている期間                                | 下の情報のいずれかが登録されている期間                                |
| 個人個人情報情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等                            | 個人個人情報情報機関を利用した日                                   | 銀行が個人情報を利用した日から1年を超えない期間                           | 保証会社が個人情報を利用した日                                    | 保証会社が個人情報を利用した日                                    | 保証会社が個人情報を利用した日                                    |
| 借入金金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容および返済状況（返済、代位弁済等、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む） | 本契約期間中および本契約の終了日（完済していない場合は完済日）                    | 本契約期間中および本契約の終了日（完済していない場合は完済日）                    | 本契約期間中および本契約の終了日                                   | 本契約期間中および本契約の終了日                                   | 本契約期間中および本契約の終了日                                   |
| 債務の支払を遅延させた事実  | 本契約期間中および本契約の終了日                                   | 本契約期間中および本契約の終了日                                   | 本契約期間中および本契約の終了日                                   | 本契約期間中および本契約の終了日                                   | 本契約期間中および本契約の終了日                                   |
| 不渡情報   | 第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間 | 第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間 | 第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間 | 第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間 | 第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間 |
| 官報情報   | 破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間                         | 破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間                         | 破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間                         | 破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間                         | 破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間                         |
| 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨  | 当該調査中の期間   | 当該調査中の期間   | 当該調査中の期間   | 当該調査中の期間   | 当該調査中の期間   |
| 本人確認資料の紛失・盗難、交付不届等の本人申告情報                                    | 本人から申告の日から5年を超えない期間                                | 本人から申告の日から5年を超えない期間                                | 本人から申告の日から5年を超えない期間                                | 本人から申告の日から5年を超えない期間                                | 本人から申告の日から5年を超えない期間                                |

### 第2条（個人情報の利用目的について）

- 保証会社は、お客さまの個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。
  - 保証会社の保証業務の遂行のため
  - 保証会社の存続ならびに当後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
  - 保証会社の当後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保差入その他の取引のため
  - 保証会社とお客さまとの取引および本条第3項等に関する記録保存のため
  - 保証会社の市場調査、分析および商品・サービスの研究、開発のため
- ### 第3条（個人情報の第三者への提供について）
- 保証会社は、以下の範囲でお客さまの個人データを第三者に提供いたします。
    - ① 銀行等
    - ② 保証会社の有価証券報告書に記載された子会社および公表している提供先に関する情報の内容
    - ③ お客さまの申込および契約に係る個人情報（お客さまの氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先名等の本人特定情報、残高金額・入金日等の取引目的）
  - 提供する第三者との与信判別のため
  - 提供する第三者との与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
  - 提供する第三者との取引および本条第3項等に関する記録保存のための取引のため
  - 提供する第三者の市場調査、分析および商品・サービスの研究、開発のため
  - 保証会社は、お客さまの所在確認等のため、お客さまの住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等申請するに際し、上記1.②のお客さまの個人データを取得いたします。
- ### 第4条（本契約が不成立の場合の個人情報について）
- 本契約が不成立の場合であっても、保証会社は、お客さまが本申込をした事実を、上記第1条および第2条の定めに基づき、当該契約の不成立の理由に関わらず一定期間利用いたしますが、それ以外に利用されることはありません。
- ### 【個人情報の開示、訂正・削除について】
- 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、自己に関する保証会社の保有個人情報の利用目的の通知、開示、訂正・削除を希望する場合は、保証会社（以下「保証会社」といいます）に保証会社に求めることができます。
- 保証会社が保有する個人情報について保証会社ホームページ（<https://www.acom.co.jp/>）に掲載しております。
  - 保証会社は、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、情報セキュリティ管理責任者（情報セキュリティス管理部署の担当執行役員）を指定しております。
- 保証会社は、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、情報セキュリティ管理責任者（情報セキュリティス管理部署の担当執行役員）を指定しております。
- 当社が会員となる個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体は以下のとおりです。
  - 日本資金業協会（代表者：代表取締役 浅野清隆）
  - 日本クレジット協会（代表者：代表取締役 山崎健司）
  - 一般社団法人日本クレジット協会（代表者：代表取締役 山崎健司）



## ナイスサポートカード利用申込書

お申込の前に、裏面の「ナイスサポートカード契約規定」および前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」の各条項をよくお読みください。

私は、裏面「ナイスサポートカード契約規定」および前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」の各条項を承認の上、アコム株式会社を連帯保証人として株式会社群馬銀行（以下、「銀行」という）に（ナイスサポートカード）の利用を申込みます。

なお、前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名した上で、申込みます。

\*通帳お届け印等の押印は不要です。

\*FAXでご送付いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。

| 店番 | 支店名 | CIF            |  |  |  |
|----|-----|----------------|--|--|--|
|    |     | カードローン<br>口座番号 |  |  |  |

○ ナイスサポートカード（カードローン）のご案内

※お借入限度額・お借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受領時にご確認ください。

※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。

|          |                            |   |    |  |  |
|----------|----------------------------|---|----|--|--|
| お借入限度額   | 800万円以内                    |   |    |  |  |
| お借入利率    | 年2.8%～14.5%（固定金利）          |   |    |  |  |
| 遅延損害金    | 年14.5%～17.5%               |   |    |  |  |
| 各回の返済金額  | 借入金額10万円ごとに2,000円～3,000円以上 |   |    |  |  |
| 各回の返済期日  | 35日ごとの日                    |   |    |  |  |
| 現在のお借入状況 | 金融機関                       | 件 | 万円 |  |  |
|          | （うち住宅ローン借入）                | 件 | 万円 |  |  |
|          | 信販・クレジットカード会社              | 件 | 万円 |  |  |
|          | 消費者金融会社                    | 件 | 万円 |  |  |
|          | 合計                         | 件 | 万円 |  |  |

|   |    |          |  |  |  |
|---|----|----------|--|--|--|
| 群馬銀行普通預金口座の有無   |    | 有 ・ 無    |  |  |  |
| 群馬銀行  |    | 本店<br>支店 |  |  |  |
| ※すでにご融資のお取引がある場合は、同お取引店をご記入ください。<br>※お取引の種類によっては、お取引店へのご来店が必要となります。                         |    |          |  |  |  |
| ご契約日当日の借入希望有無   |    | 有 ・ 無    |  |  |  |
| 有の場合はご本人名義の普通預金口座番号   | 普通 |          |  |  |  |
| 希望金額  | 万円 |          |  |  |  |
| お借入希望金額を1万円単位でご記入ください。ただし、お借入希望金額がお借入限度額を超える場合はお借入限度額とさせていただきます。<br>なお、この口座はご返済用口座ではございません。 |    |          |  |  |  |

|           |                              |                                   |
|-----------|------------------------------|-----------------------------------|
| D<br>暗証番号 | 暗証番号は他人に知られないような番号を使用してください。 | 暗証番号                              |
|           |                              | 3枚目にご記入ください。<br>※暗証番号をきれいに記入ください。 |

1～5の番号と（ ）内に○印をつけてください。

|           |                            |     |
|-----------|----------------------------|-----|
| E<br>申込経緯 | 1. 新聞（上毛・読売・朝日・毎日）         | （ ） |
|           | 2. ラジオ                     | （ ） |
|           | 3. 銀行（ATMコーナー・窓口・ダイレクトメール） | （ ） |
|           | 4. インターネット広告               | （ ） |
|           | 5. その他（                    | ）   |

※万一、ご利用できない場合でも、申込書はお返しできませんのでご了承ください。

|                 |       |                |                  |  |                    |       |     |
|-----------------|-------|----------------|------------------|--|--------------------|-------|-----|
| A<br>お申込ご本人について | お申込日  | 令和 年 月 日       |                  |  | 太枠の中(A～E)をご記入ください。 |       |     |
|                 | フリガナ  |                |                  |  | 昭和<br>平成           | 年 月 日 | 生まれ |
|                 | お名前   |                |                  |  | ( 才 ) ・ エト ( )     |       |     |
|                 | 性別    | 1. 男           |                  |  | 1. 独身              |       |     |
|                 |       | 2. 女           |                  |  | 2. 既婚              |       |     |
|                 | ご住所   | 〒 ー 都・道<br>府・県 |                  |  |                    |       |     |
| 自宅電話            | ( ) ー | ご名義            | 1. ご本人<br>2. ( ) |  |                    |       |     |
| 携帯電話            | ( ) ー | ご名義            | 1. ご本人<br>2. ( ) |  |                    |       |     |

# ナイスサポートカード契約規定

第1条 (借主)  
借主とは、本規定を承認のうえ、アコム株式会社 (以下「保証会社」という) を連帯保証人として、株式会社群馬銀行 (以下「銀行」という) に所定の申込書によりナイスサポートカード (以下「カード」という) の利用の申込をされ、銀行が審査のうえ利用を認められた方をいいます。

第2条 (契約の成立)  
本契約は借主が銀行所定の方法により申し込み、銀行が審査を行い利用を認めたときに成立します。ただし、銀行が借主の届出住所宛に送付するカードが借主に送達された場合、銀行に返戻された場合、銀行は借主に通知を行うことなく本契約を解約できるものとします。

第3条 (取引方法)  
借主は、本契約に基づく取引は、第9条 (借入方法) および第11条 (返済方法) に定める方法による当座貸越金の入出金によるものと、小切手、手形の振出しあるいはキャッシュカード、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。  
カードは、銀行の発行した自動支払用紙 (以下「ATM」) および暗証番号 (以下「暗証番号」といふ) および銀行が提供するATM、CDで銀行が利用可能なATM、CDを利用して当座貸越金の入出金を行う場合に利用します (以下「CD」という) および銀行が提供するATM、CDで銀行が利用可能なATM、CDを利用して当座貸越金の入出金を行うこととさせていただきます。

第4条 (カードの貸付、暗証番号)  
1. 銀行は、借主に1つのカードを発行し、貸与します。カードの所有権は、銀行に属するものとします。  
2. 借主は、借主の管理に注意を怠らぬよう、暗証番号を管理するものとします。  
3. カードは、借主の承認を有し、かつ暗証番号を正確に入力してのみ使用することができます。またカードを他人に譲渡、質入れ、または貸与することや、カード上の表示事項のうち借主が記入した項目以外で使用することはできません。またカードを他人に譲渡、質入れ、または貸与することや、借主が、本契約第3項または第4項に違反して、カード (カード上の表示事項を含む) を他人に譲渡した場合は借主の負担となり、

第5条 (カードの紛失・盗難等)  
1. 借主は、本契約の目的を達成し、または盗難にあった場合は、借主は直ちに銀行に届け出るものとします。なお、この届出が生じた損害については、銀行は責任を負いません。  
2. カードが紛失または盗難等があったときは、借主は速に銀行からカードを停止し、再発行の手続きを行います。この場合、相当の期間をおきます。  
3. カードを再発行する場合には、銀行所定の手数料をお支払いいただきます。

第6条 (借入限度額)  
1. 借入限度額は、銀行の定める範囲内で繰上り借入ができます。  
2. 借入限度額は、1万円から800万円以内の範囲内で銀行が決定し、借主に書面で通知します。  
3. 本条第2項にかかわらず、銀行が借主が借入限度額を超過したときは、借入限度額を削減できるものとします。また、約定返済金額の支払が遅延した場合は直ちに新たな削減を行います。  
4. 本条第2項により借入限度額の削減を行った後、減額事由が解消した場合は、銀行は削減した金額の範囲内で借入限度額を増額できるものとします。

第7条 (利用有効期間)  
1. 本契約は、本契約成立の日 (1) 年後の当該日 (2) 起の月末日とします。ただし、借主または銀行が期間満了日までに記入からの申出がないときは、更に1年間自動更新し、その後も同様とします。  
2. 期間満了日の翌日より、借主または銀行から自動更新を行わない旨の申出がなされた場合、借主は期間満了日における残債務を本規定に従って、一括返済するものとします。

第8条 (満70歳の取り扱いは)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第9条 (借入)  
1. 借主は、銀行のATM、CDおよび銀行が提供するATM、CDで借主が利用を認められたATM、CDからの引出し、または銀行が特に承認した場合は借主の指定した借主名義の銀行本支店の預金口座への振替、あるいはその他銀行が認めた方法により借入を認められるものとします。  
2. カードによる借入の目的 (引き出す日) は、本条第1項により借入を認められた日とします。  
3. ATM、CDによる借入は、1,000円単位 (1円未満は切り捨て) の金額の範囲内となります。  
4. 銀行が特に承認した口座への振替による借入は、10,000円以上10,000円単位とします。

第10条 (借入利率等)  
1. 借主は、保証会社の保証料を含む銀行所定の年利率を適用するものとします。借主に書面で通知します。  
2. 借入利率の計算方法は次のとおりとします。  
借入利率 (注) 借入期間が100円単位は、1円単位で計算します。

第11条 (返済方法)  
1. 借主は、本契約は銀行の提供するATMで借主が利用を認められたATM支店から入金、あるいはその他銀行が認めた方法により、1,000円未満の単位での入金もできるものとする。  
2. ATMからの入金は、1,000円単位 (1円未満は切り捨て) の入金によるものとします。一部のATMにおいて、1,000円未満の単位での入金もできるものとする。

第12条 (各回の返済期日)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第13条 (各回の返済金額)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第14条 (各回の返済)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第15条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第16条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第17条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第18条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第19条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第20条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第21条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第22条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第23条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第24条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第25条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第26条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第27条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第28条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第29条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第30条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第31条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第32条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第33条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第34条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第35条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第36条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第37条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

第38条 (返済遅延)  
1. 借主は、本契約の申込み時、借主は満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日の翌日より前までに、利息免除の旨を申請し、新たな貸越を受けられるものとします。  
2. 借主は、満70歳の誕生日以降最初に到来する期間満了日より前までに残債務がない場合は、本規定に従って満期に達するまで支払うものとします。この取引は当然に終了するものとします。

# ICカード特約

1. (特約の適用範囲等)  
(1) この特約は、ICカード (全国銀行協会キャッシュカード標準仕様による機能、その他当行所定の取付可能な利用とすることでチップを搭載したキャッシュカードおよびICカード) を利用するに当たり適用される事項を定めるものとします。  
(2) この特約は、当行が提供する「ナイスサポートカード」に限らず、各種「ナイスサポートカード」の契約規定 (以下併せて「各規定」という) の一部を構成するとともに、各規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定める不当事項に関しては、各規定が適用されるものとします。  
この特約において使用される用語は、この特約で定義されるもの以外は、各規定の定義に当たります。

2. (ICカードの利用範囲)  
① 当行の自動販売機のナイスサポートカード (現金自動預払機) を含む。以下「自動機」という。で利用できます。  
② ICチップによる取引を提携している提携先 (当行がオンライン現金自動支払業務を提供した金融機関等) の自動機で「IC対応」している自動機

1. (1) 目の払戻額制限等)  
ICカードにより貸付金取戻または貸越金借入れをする場合の「1日あたりの現金払戻限度額」、または「1日あたりの貸越金借入れ限度額」は、使用した自動機の残高と同等であるか提携先の自動機にかかわらず、当行所定の金額となります。

1. (IC対応の対応)  
① 「IC対応」している自動機の故障時には、ICカードのご利用はできません。  
② ICチップの故障等により、「IC対応」している自動機においてICチップを読み取ることができなくなった場合には、ICカードの再発行はできません。この場合、当行所定の手続きにしたがって、すみやかに当行にICカードの再発行を申し出てください。  
以上

保証委託先 アコム株式会社 御中

1.私は、株式会社群馬銀行と（ナイスサポートカード）の取引を行うについて、貴社にその保証を依頼いたします。承認を受けましたうえは、裏面の保証委託約款の各条項に従い、債務弁済の義務を履行いたします。  
2.私は、申込および保証委託に際して、裏面「個人情報取扱いについて」の各条項を確認し、承諾いたします。

なお、前ページの「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名した上で、申込みます。

# 群馬銀行ナイスサポートカード 保証依頼書（兼保証委託契約書）

お申込の前に、裏面の「個人情報取扱いについて」および「保証委託約款」をよくお読みください。

\*通帳お届け印等の押印は不要です。  
\*FAXでご送付いただいた場合は、当行において判読可能な状態で受信し印字された本申込書が原本となります。

|       |     |                |  |  |  |  |  |
|-------|-----|----------------|--|--|--|--|--|
| 店番    | 支店名 | CIF            |  |  |  |  |  |
|       |     | カードローン<br>口座番号 |  |  |  |  |  |
| 契約日   |     | 年 月 日          |  |  |  |  |  |
| 契約極度額 |     | 万円             |  |  |  |  |  |
| 保証番号  |     |                |  |  |  |  |  |

○ ナイスサポートカード（カードローン）のご案内  
※お借入限度額・お借入利率・遅延損害金等につきましては、下記の範囲内で決定させていただきます。カード受領時にご確認ください。  
※審査の結果、ご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。

|          |                            |   |    |
|----------|----------------------------|---|----|
| お借入限度額   | 800万円以内                    |   |    |
| お借入利率    | 年2.8%～14.5%（固定金利）          |   |    |
| 遅延損害金    | 年14.5%～17.5%               |   |    |
| 各回の返済金額  | 借入金額10万円ごとに2,000円～3,000円以上 |   |    |
| 各回の返済期日  | 35日ごとの日                    |   |    |
| 現在のお借入状況 | 金融機関                       | 件 | 万円 |
|          | （うち住宅ローン借入）                | 件 | 万円 |
|          | 信販・クレジットカード会社              | 件 | 万円 |
|          | 消費者金融会社                    | 件 | 万円 |
|          | 合計                         | 件 | 万円 |

|   |          |
|---|----------|
| 群馬銀行普通預金口座の有無   | 有 ・ 無    |
| 群馬銀行  | 本店<br>支店 |
| ※すでに融資のお取引がある場合は、同お取引店をご記入ください。<br>※お取引の種類によっては、お取引店へのご来店が必要となります。                          |          |
| ご契約日当日の借入希望有無   | 有 ・ 無    |
| 有の場合はご本人名義の普通預金口座番号   | 普通       |
| 希望金額  | 万円       |
| お借入希望金額を1万円単位でご記入ください。ただし、お借入希望金額がお借入限度額を超える場合はお借入限度額とさせていただきます。<br>なお、この口座はご返済用口座ではございません。 |          |

1～5の番号と（ ）内に○印をつけてください。

|           |                           |     |
|-----------|---------------------------|-----|
| E<br>申込経緯 | 1.新聞（上毛・読売・朝日・毎日）         | （ ） |
|           | 2.ラジオ                     | （ ） |
|           | 3.銀行（ATMコーナー・窓口・ダイレクトメール） | （ ） |
|           | 4.インターネット広告               | （ ） |
|           | 5.その他（ ）                  | （ ） |

|  |                 |            |                |                    |      |       |
|--|-----------------|------------|----------------|--------------------|------|-------|
| ※万一、ご利用できない場合でも、申込書はお返しできませんのでご了承ください。 | A<br>お申込ご本人について | お申込日       | 令和 年 月 日       | 太枠の中(A～E)をご記入ください。 |      |       |
|  |                 | フリガナ       |                | 昭和 年 月 日生まれ        |      |       |
|  | お名前             |            | ( 才 ) ・ エト ( ) | 性別                 | 1. 男 | 1. 独身 |
|  | ご住所             | 〒 - 都・道府・県 | 2. 女           | 2. 既婚              |      |       |
|  | 自宅電話            | ( ) -      | ご名義            | 1. ご本人             |      |       |
|  | 携帯電話            | ( ) -      | ご名義            | 2. ( )             |      |       |
|  |                 |            |                | 1. ご本人             |      |       |

## 個人情報取扱いについて

アコム株式会社（以下「保証会社」という）は、お客さまの個人情報について、保証会社の個人情報保護方針（ホームページ(<https://www.acom.co.jp/>)）で公表しています。）に従い、次のとおり取扱います。

- 個人情報のご個人信用情報機関への提供・登録・利用について  
①個人情報の利用

保証会社は、保証会社が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟先機関」という）および加盟先機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携先機関」という）に申込および契約者の個人情報が登録されている場合には、本申込時および契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的に利用します。

②申込情報の個人信用情報機関への提供  
保証会社は、申込人は、本申込に基づくとく個人情報（本人を特定する情報（氏名、生年月日、電話番号および運転免許証等の記号番号等）、ならびに申込日および申込商品種別等の情報（以下「申込情報」という））を、加盟先機関に提供します。

#### ③申込情報の登録

加盟先機関は、当該申込情報を照会日から6ヵ月以内登録します。

④申込情報の他会員への提供

加盟先機関は、当該申込情報を、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該申込情報を、返済または、支払能力を調査する目的のみに使用します。

#### ⑤個人情報の個人信用情報機関への提供

保証会社は、契約者に係る本契約に基づく個人情報（本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等））を、加盟先機関に提供します。

#### ⑥個人情報の登録

加盟先機関は、当該個人情報のうち、本人を特定するための情報については契約内容、返済状況または取引事実に関する情報の何れかが登録されている期間、契約内容および返済状況に関する情報については契約継続中または契約終了後5年以内、取引事実に関する情報については契約終了後5年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）登録します。

なお、株式会社シー・アイ・シーについては、以下の付表のとおりです。

| 登録情報           | 登録期間              |
|----------------|-------------------|
| 本契約に係る客観的な取引事実 | 契約期間中および契約終了後5年以内 |
| 債務の支払を延滞した事実   | 契約期間中および契約終了後5年以内 |

#### ⑦個人情報の他会員への提供

加盟先機関は、当該個人情報と、加盟会員および提携先機関の加盟会員に提供します。

加盟先機関および提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。

#### ⑧加盟先機関および提携先機関

保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関が提携する個人信用情報機関の名称および連絡先は以下のとおりです。

保証会社が加盟する個人信用情報機関

○株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

TEL 0570-055-955 <https://www.jicc.co.jp/>

○株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法および貸金業法に基づく指定信用情報機関）

TEL 0120-810-414 または0570-666-414 <https://www.aic.co.jp/>

保証会社が加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関

○全国銀行個人信用情報センター

TEL:03-3214-5020 <https://www.zenginkyo.or.jp/pjcc/>

#### ○開示等の手続きについて

申込および契約者は、加盟先機関に登録されている個人情報に係わる開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立を、加盟先機関が定める手続きおよび方法によって行うことができます。

#### 2. 個人情報の利用目的について

保証会社は、お客さまの個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。

- 保証会社の保証審査における与信判断のため
  - 保証会社の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため  
※本籍地に関する情報については、債務者確認および所在確認のため
  - 保証会社の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保入れその他の取引のため
  - 保証会社とお客さまとの取引および交渉経過等の事実に関する記録保存のため
  - 保証会社の市場調査・分析および商品・サービスの研究、開発のため
  - ※「お客さまの個人情報」には、お客さまの両性情報としての配偶者およびご家族の情報を含みます。
- #### 3. 個人情報の第三者への提供について
- 保証会社以下以下の範囲でお客さまの個人データを第三者に提供します。
    - 提供する第三者  
株式会社群馬銀行
  - 提供される情報の内容

お客さまは申込および契約に係わる個人情報（お客さまの氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先名等の本人特定情報、残高金額・入金日等の取引情報）および保証会社の与信詳細情報

#### ①利用目的

- 提供する第三者との与信判断のため
  - 提供する第三者との与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
  - 提供する第三者との与信後の権利に関する債権譲渡等の処分および担保入れその他の取引のため
  - 提供する第三者とお客さまとの取引および交渉経過等の事実に関する記録保存のため
  - 提供する第三者の市場調査・分析および商品・サービスの研究、開発のため
- #### ②保証会社は、お客さまの所在確認等のため、お客さまの住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等を申請するに際し、上記（1）②のお客さまの個人情報を市町村長または登記官に提供します。

【個人データの開示・訂正・削除について】

1. お客さまは保証会社指定の手続きにより、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、自己に関する保証会社の保有個人データの利用目的の通知、開示・訂正、追加または削除、利用停止または消去および第三者への提供の停止（以下「開示等」という）を保証会社に求めることができます。

※保証会社の所定の手続きについては「保証会社ホームページ（<https://www.acom.co.jp/>）」に掲載しております。

2. お客さまの開示等に関するお問い合わせは、アコム株式会社お客さま相談センター（フリーダイヤル0120-036-390）へご連絡ください。

3. お客さまは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、情報セキュリティリスク管理部署の担当役執行役員）を設置しております。

認定個人情報保護団体

当社が会員となる個人情報の保護に関する法律に基づく認定個人情報保護団体は以下のとおりです。

○日本企業業協会

○資金業相談・紛争解決センター：0570-051-051（受付時間9：00～17：00 休：土、日、祝日、年末年始）

○一般社団法人日本クレジット協会

相談受付電話：03-5645-3360

## 保証委託約款

#### 第1条（保証委託の内容）

1. 私の委託に基づいてアコム株式会社（以下「保証会社」という）が負担する保証債務は、私が株式会社群馬銀行（以下「銀行」という）の「ナイスサポートカード契約規定」（以下「規定」という）に基づいて、銀行に対して負担する借入元金、利息、遅延損害金、その他一切の債務を主債務とした連帯保証債務とします。

2. 保証委託の期間は銀行との契約の期間と同一としますが、銀行との契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとする。

#### 第2条（保証債務の履行）

1. 保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なしに、保証会社が弁済しても異議はありません。

2. 保証会社が前項の代位弁済によって取得する権利の行使に関しては、本約款（「個人情報の取扱いに関する同意書」を含む。以下同じ。）のほか、規定の各事項が適用されるものとする。

#### 第3条（弁済）

1. 私は、保証会社の私に対する求償権について直ちに弁済するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行日以後の損害金および支払のために要した費用およびその他の債務の実行または履行のために要した費用を含むものとする。

2. 私は保証会社が代位弁済を履行した後、未払の残元金、利息、遅延損害金、費用に加え、保証会社に対する求償権債務を弁済するまでの期間においては、残元金に対して年14.5%（365日の日割計算）による損害金を支払うことに同意します。

なお、残元金に対する利息、遅延損害金、費用を残元金に加算損害金を計算することはいたしません。

#### 第4条（事前弁済）

1. 私が下記の各号の1つ以上も該当した場合には、第2条による代位弁済前といえども求償権を行使しても異議はありません。

- 弁済期が到来したとき、または主債務の期満の利益を失ったとき
- 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき
- 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
- 支払を停止したとき
- 手形交換所の取引停止処分があったとき
- 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき
- その他の保証会社が債権保全のために必要と認めたとき

#### 第5条（中止・解約・終了）

1. 原債務または保証会社である債務の不履行その他保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からのその旨の前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。

2. 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続をとり、保証会社には負担をかけません。

3. 私と銀行との間の規定に基づく契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証依頼書私を返却しない取り扱いはしたとしても異議はありません。

#### 第6条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜かつとも該当しないことを表明し、かつ標榜にわたつても該当しないことを確約いたします。

- 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等に対して資金等を提供し、または暴力を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること
- 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の1つ以上も該当する行為を行わないことを確約いたします。
  - 暴力の要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な動向をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、または保証会社の業務を妨害する行為
- その他前各号に該当しないものを

3. 私が、暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第1項の規定のもとで「表明・確約」に関して虚偽の事実を告げることが判明し、もしくは私の取引を継続することが不適当な場合には、保証会社は私の保証委託契約を解約することができるものとし、この場合は銀行からのその旨の通知をもって保証会社の通知に代えるものとする。この場合は、第5条第2項、および同条第3項を準用するものとする。

4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、保証会社にならぬ請求をしません。また、保証会社に損害が生じたときは、私がその責任を負うものとする。

#### 第7条（弁済の充当順位）

1. 私の弁済した金額が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。

2. 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済した金額が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。

#### 第8条（通知義務・書類等の提出）

1. 私が住所、氏名、勤務先等の事項を変更し、または保証会社の求償権行使に影響のある事態が生じたときは、保証会社に対し直ちに届出をします。

2. 私は、銀行に対する借入債務の履行または保証会社の履行を完了するまで、保証会社による私の財産、収入、信用等に関する調査に協力することと、当該調査に何ら異議を述べません。

私は、前項1項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。

#### 第9条（信用情報機関の登録）

私は、本約款に基づく契約に関する会員の個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人識別情報および貸付日、貸付金額、入金日、残高金額、延滞、債権譲渡等の情報）を保証会社が加盟する信用情報機関に提供し、各信用情報機関は、当該個人情報をそれぞれが定める一定期間登録します。

（注）詳しくは、「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載しています。

#### 第10条（住民票等の取寄せ）

保証会社が債権保全上必要とするときは、私の住民票、戸籍謄本、戸籍の附票等を取り寄せることを承諾します。

#### 第11条（費用の負担）

保証会社が第8条第1項の弁済によって取得した権利の保全、行使もしくは処分に必要な費用およびこの契約から生じた一切の費用は、私の負担とし、保証会社の請求により直ちに保証会社に支払います。

#### 第12条（公正証書の作成）

私は、保証会社が請求したときには、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとする。

#### 第13条（契約の変更）

1. 保証会社が本約款の内容を変更した場合、保証会社は、変更内容を会員に通知または保証会社が相当と認める方法により公表します。

2. 本約款の変更内容に関する通知または公表がされた後に、私が本約款に係る取引をした場合、保証会社は、私がその変更内容を承認したものとします。

#### 第14条（債権の譲渡）

私は、保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとする。

第15条（管轄裁判所）  
私は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、訴訟のいかににかかわらず保証会社の本社所在地または営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

# 群馬銀行ナイスサポートカード ICローンカード暗証番号届出書

FAX送信ページ4

|    |     |                |  |  |  |  |
|----|-----|----------------|--|--|--|--|
| 店番 | 支店名 | CIF            |  |  |  |  |
|    |     | カードローン<br>口座番号 |  |  |  |  |

|                  |          |                                 |              |                |  |
|------------------|----------|---------------------------------|--------------|----------------|--|
| お申込日             | 令和 年 月 日 |                                 |              |                |  |
| お<br>申<br>込<br>人 | フリガナ     | 昭和 年 月 日生まれ<br>平成 ( 才 ) ・エト ( ) |              |                |  |
|                  | お名前      | 性別                              | 1. 男<br>2. 女 | 1. 独身<br>2. 既婚 |  |
|                  | 〒        | —                               | 都・道<br>府・県   |                |  |
|                  | ご住所      |                                 |              |                |  |

暗証番号は他人に知られないような番号を使用してください。

- 容易に知られる危険性のある暗証番号の例
- 生年月日、○電話番号、○自動車のナンバー、
  - 住所(番地)、○同一番号(1111等)、
  - 並び番号(1234等)

|           |      |  |  |  |
|-----------|------|--|--|--|
| D<br>暗証番号 | 暗証番号 |  |  |  |
|           |      |  |  |  |

※暗証番号をもうれなくご記入ください。

カード区分 14 (ナイスサポートカード)  
 送付区分 1 (郵送) 検印(事前) 精査 係印  
 発行区分 1 (本人)

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|